

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

環境省中央審議会水環境部会から環境大臣に対し、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準」に「底層溶存酸素量」を追加する答申がなされました。(海域及び湖沼が対象)
底層溶存酸素量の低下が、水生生物の生息に影響するとともに、青潮の発生等により生活環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるためです。

これを受け環境省では、「水質汚濁に係る環境基準について(告示)」を改正する予定です。

【底層溶存酸素量の類型及び基準値】

類型	類型あてはめの目的	基準値
生物1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域 ・ 再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域 	4.0mg/L 以上
生物2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域 ・ 再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 	3.0mg/L 以上
生物3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域 ・ 再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域 ・ 無生物域を解消する水域 	2.0mg/L 以上

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは
下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨
環境分析課 池田博一、入野一人
営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 水質環境基準

環境基本法第16条に環境基準の設定に関する規定があります。

環境基準とは、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、環境保全施策を実施していく上での行政上の目標として定められたものです。環境基準は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音についてそれぞれ設定されています。

水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域（河川、湖沼、海域）と地下水の水質汚濁に係る基準があります。「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」は、①人の健康の保護に関する環境基準と②生活環境の保全に関する環境基準とに分けて環境基準値が定められています。

また、生活環境上、有益な水生生物及びその餌生物並びにそれら生育環境の保護を目的に「水生生物の保護に係る水質環境基準」が平成15年11月に設定され、②生活環境の保全に関する環境基準に組み込まれました。

水質汚濁に係る環境基準

- | |
|----------------------------------|
| 1) 公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質汚濁に係る環境基準 |
| ①人の健康の保護に関する環境基準 |
| ②生活環境の保全に関する環境基準（「底層溶存酸素量」が追加予定） |
| 2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 |

2. 生活環境の保全に関する環境基準の水域別の対象項目

項 目	河 川	湖 沼(※1)	海 域
①水素イオン濃度(pH)	○	○	○
②生物学的酸素要求量(BOD)	○		
③化学的酸素要求量(COD)		○	○
④浮遊物質(SS)	○	○	
⑤溶存酸素量(DO)	○	○	○
⑥大腸菌群数	○	○	○
⑦全亜鉛	○	○	○
⑧ノニルフェノール	○	○	○
⑨直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	○	○	○
⑩全窒素		○	○
⑪全燐		○	○
⑫n-ヘキサン抽出物質(油分等)			○
追加予定 ⑬底層溶存酸素量		○	○

(※1)天然湖沼及び貯水量が1,000万平方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工